

のうぎょうと 農業委員会 第29号

岡十和田市農業委員会
☎①6740

視察研修報告

8月24日から26日までの3日間、北海道岩見沢市ほかにおいて農業視察研修を実施し、委員6名が参加しました。



濱本代表（写真前列中央）らと記念撮影



タマネギの排水設備の説明を聞く一行（岩見沢試験地）

■北海道立総合研究機構中央農業試験場岩見沢試験地（岩見沢市）
この試験地では、約10ヘクタールの広大な農地で水稲の品種改良と水稲からの転換作物であるタマネギやトマトなどの栽培方法の研究を行っています。委員はタマネギの直播栽培による省力化について、栽培上の留意点などについて、多くの知識を得ていました。

■有限会社濱本農場（江別市）
水稲直播栽培を早くから実践している農場を訪問し、栽培上の工夫や取り組み初期の失敗談や苦労話などを聞きました。説明して下さった農場の濱本壮男代表は試行錯誤をしながらノウハウを獲得し栽培面積を増やしてきたとのことで、39歳の若手ながらその熱意とチャレンジ精神に参加者は大いに感銘を受けました。

■研修を終えて
施肥の時期や除草のタイミングなどは地域の特性に応じて創意工夫することが大事であり、常に栽培技術の向上を目指す意識の重要性を再認識し、研修を終えました。

■農地パトロールを実施しました
農地パトロールは地域の農地利用を総点検する取り組みで、遊休農地の実態把握と発生防止、違反転用の早期発見などを目的として毎年行っています。
今年度は10月11日と、17日から19日までの4日間、農業委員が手分けして市内全域の農地を巡回し、パトロールを実施しました。

■遊休農地に該当すると：
農業委員会では遊休農地に該当となった農地の所有者に対し、遊休農地の活用方法などの意向確認（利用意向調査）を行います。利用意向調査後、半年以上たっても耕作を再開しなかったり、解消の意思表示がされないなど遊休農地を放置している場合、農業委員会は農地中間管理機構と協議すべきことを所有者に勧告します。



農地パトロール中の農業委員

遊休農地を解消しましょう 〜放置したままだと固定資産税の課税が強化されます〜

■固定資産税の課税強化と軽減
勧告対象となった遊休農地は課税が強化されることとなります。具体的には農業振興地域内の対象農地の固定資産税評価額が現行の約1.8倍となり、機構との協議勧告が行われた後に課税が強化されることとなります。

一方、機構へ全農地を貸し出した場合には固定資産税が一定期間軽減されます。条件など詳しくはお問い合わせください。

「家族経営協定」を結びましょう

9月12日、市役所で家族協定調印式が行われ、計2組の農家が協定を締結しました。市農業委員会では、より良い就労環境作りのため、家族経営協定の締結を推進しています。現在130組の家族が協定のもと経営に励んでいます。



9月12日調印式での大久保さん（中央左）と甲田さん（中央右）（いずれも大沢田地区）

■家族経営協定とは
家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間での十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

- 締結による制度上のメリット
- ① 夫婦などによる認定農業者の認定の共同申請
 - ② 農業者年金保険料の国庫助成（青色申告をしている認定農業者との締結で、経営主の配偶者や後継者も対象）
 - ③ 農業近代化資金・経営体育成強化資金の貸し付け（経営の一部について主宰権があることを明確にして締結すると経営主以外の者でも貸付対象）
 - ④ 青年就農給付金経営開始型の特例給付（夫婦共に就農する場合で、夫婦が共同経営者であることを規定して締結すると夫婦合わせて1.5人分の年間225万円を最長5年間給付）

■制度上のメリット以外の効果

- ① 経営理念や経営方針を家族全員で共有できるようにすることによる家族全員の経営意識の向上
- ② 家族で話し合う機会が増大したことによる結束の強化
- ③ 役割分担や就業規則の取り決めを通じての経営の合理化
- ④ 後継者へのスムーズな経営移譲

■協定書の作り方がわからなくても安心です
市農業委員会では、協定書のサンプル集を準備しており、その中から家族に合った内容を選んでいただくことによって、事務局が協定書作成の支援を行います。

浴衣着用で華やかな交流会 「夕涼み婚活」で 4組のカップルが成立！

7月30日、手づくり村「鯉草郷」において、市農業後継者対策協議会主催による交流会第6弾「夕涼み婚活」を開催し、男女各7人が参加しました。

今回は市主催の「いつもより素敵な私へ！魅力UP講座」とコラボレーションし、男性は半数が、女性は全員が浴衣着用による参加となったため、大変華やかな交流会となりました。初めはパーベキュー、流しそうめんなどで食事を楽しみながら徐々に打ち解け、続いての男女で行う共同作業のゲームによってお互いの心の距離が縮み、辺りが暗くなってからのほたる観賞、花火でいよいよカップル成立に向けての心の準備が整ったようでした。



今後も農業後継者にとって、素敵なお相手との出会いの場となるような楽しいイベントを企画していきます。

農業者年金に加入しましょう

■積立方式・確定拠出型の安定した終身年金です

加入者の支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる積立方式の終身年金です。早くに亡くなってしまった場合でも、掛け損防止のための「80歳保証※」という仕組みも備えられています。

※仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されるというもの

■保険料は自由に選択でき、節税効果も期待できます

保険料は加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直しが可能です。また、保険料の全額が、所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になります。

■農業者年金の加入要件

（①～③すべてを満たす必要あり）

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ③ 加入時に20歳以上60歳未満

★農業者年金についてご不明な点やご相談などがありましたらお気軽にご相談ください。